

ヒカワ精工株式会社 一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型】

2022年3月18日

当社は、社員が仕事と子育てを両立させ、並びに女性が活躍できる働きやすい雇用環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

◆ 計画期間

2022年4月1日～2026年3月31日までの4年間

◆ 計画内容（目標と取組内容）

目標1：全社員に占める女性社員の割合を20%以上にする 【女活】

《取組内容》

2022年4月～ 女性が工場で働きやすい職場環境の整備や諸規程の見直し

2022年4月～ 求職者に対し女性が活躍できる職場であることについて積極的な広報の実施

目標2：男性社員の育児休業取得を促進する 【次】

《取組内容》

2022年4月～ 対象男性社員に休業制度等をまとめたパンフレットの配布

2022年10月～ 育児休業含む諸制度について研修会や社内報等で社員へ周知

2022年10月～ 管理監督者に制度等について必要な教育の実施

目標3：年次有給休暇取得率75%以上を推進 【女活・次】

《取組内容》

2022年4月～ 所属毎の年次有給休暇の取得状況の把握

2022年10月～ 社内広報誌等による取得促進のPRを定期的実施

目標4：年2回以上の若年者の就業体験機会の提供 【次】

《取組内容》

2022年4月～ 職場体験・インターンシップの積極的な受入

2023年4月～ 種類別インターンシップやオンラインインターンシップ導入の検討

※ 【女活】女性活躍推進法に基づく取組目標、【次】次世代法に基づく取組目標